

指定管理者制度に関する運用指針

平成17年8月

【令和3年6月改定】

【令和5年6月改定】

【令和5年9月改定】

熊取町

【目次】

I	指針策定の趣旨	P 1
I-2	改定の趣旨	P 1
II	指定管理者制度の概要	P 2
1.	指定管理者制度の対象施設について	P 2
2.	指定管理者制度への移行・導入の時期について	P 2
3.	管理委託制度と指定管理者制度の相違点について	P 2
4.	指定管理者制度により実施可能となる業務について	P 3
III	運用指針	P 4
1.	指定管理者制度の適用について	P 4
(1)	制度の導入検討の対象施設	P 4
(2)	制度導入の判断指標	P 4
2.	条例の制定・改正について	P 5
(1)	条例の制定・改正事務	P 5
(2)	条例で定める事項	P 5
3.	指定期間について	P 6
4.	利用許可について	P 6
5.	利用料金制度について	P 6
6.	予算措置について	P 6
(1)	施設の管理経費	P 6
(2)	予算措置の取り扱い	P 6
7.	制度導入の手続について	P 7
(1)	指定管理者の募集の基本的な考え方	P 7
(2)	申請者の資格	P 7
(3)	募集の方法	P 7
(4)	公募の内容（募集要項の作成）	P 8
(5)	公募の期間	P 8
(6)	指定管理候補者を随意選定する場合の対応	P 8
8.	指定管理候補者の選定について	P 9
(1)	選定委員会の設置	P 9
(2)	選定委員会の組織	P 9
(3)	選定方法等	P 9
(4)	選考結果の通知・公表	P 10
(5)	指定管理候補者を随意選定する場合の対応	P 10

9. 指定管理者の指定について	P 10
10. 協定の締結について	P 10
(1) 協定内容	P 10
11. 指定管理者選定の公表・周知	P 11
12. 指定管理者の監督について	P 11
(1) 事業報告書の提出	P 11
(2) 事業計画書の提出	P 11
(3) 事業の評価	P 11
(4) 指定管理者の指導	P 11
(5) 指定管理候補者を随意選定する場合の対応	P 11
13. その他留意事項について	P 12
(1) 不服申立て	P 12
(2) 個人情報の保護	P 12
IV 指定管理者制度導入のフロー	P 13
◎ 資料：関係法令	P 15

I 指針策定の趣旨

本町における「公の施設」の管理運営については、これまで「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」等に基づき、各「公の施設」の効率的な運営を図るべく、町立保育所の民営化をはじめ、ひまわりドームや勤労青少年ホームなどの各種業務の委託化、町立中学校の学校給食業務の民間委託化など、公共施設の管理や事務事業の外部委託化等を推進し、業務の効率化や合理化に努めてきました。とりわけ、16年度から18年度までを計画期間とする「第2次行政改革推進計画」においては、「業務の委託化や嘱託職員の活用」を重点5項目の一つとして掲げ、公共施設の管理運営への嘱託職員や臨時職員の活用などにも、より一層積極的に取り組んでいるところです。

このような状況の中、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、「公の施設」の管理運営において指定管理者制度が導入され、従来、委託先が公共団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

この「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保を図る視点から、改正前の地方自治法では、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って施設の管理委託が認められていましたが、多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的な対応を図るため、民間事業者等の能力を幅広く活用し、主に住民サービスの向上とともに、経費の縮減の観点から当該制度が創設されたものです。

本町においては、前述の業務の委託化や嘱託職員の活用などに加え、この制度が、「公の施設」の運営をより効率化し、住民サービスの向上等を図る有効な手段の一つとして捉え、今後、町を取り巻く環境や社会経済情勢の変化などを踏まえつつ、各「公の施設」について継続的かつ多面的に検証を加え、同制度の導入について検討を行うこととします。

本指針は、このような考え方のもとに、各施設において指定管理者制度の導入を検討する際の総合指標として、円滑な導入に資することを目的に策定したものです。

I-2 改定の趣旨（令和3年6月改定）

本町では、平成18年4月から熊取町立老人福祉センターに指定管理者制度を導入して以降、令和3年4月時点において6つの公の施設において同制度を運用しています。制度導入から15年が経過し、この間、多様化する住民ニーズへの効果的・効率的な対応に寄与してきたところですが、各公の施設の特性を踏まえた最適な管理運営を実現するため、指定管理者制度に関する運用指針を改定するものです。

II 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度の対象施設について

指定管理者制度の対象となる施設は、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける「公の施設」です。

ただし、庁舎や試験研究機関などの「公の施設」ではない施設、また、学校など個別法により施設管理者が定められている「公の施設」については、当該制度への移行ができない、制度の対象外施設となります。

2. 指定管理者制度への移行・導入の時期について

設置条例において、管理委託の規定を定めている「公の施設」（本町では、5施設が該当します。※1）については、改正地方自治法の施行から3年以内（平成18年9月1日まで）に、指定管理者制度に移行するのか、町の直営とするのかを判断し、条例を改正する必要があります（地方自治法上の管理委託制度は平成18年9月2日に廃止されています）。

なお、これら以外の「公の施設」については、経過措置は適用されず、「公の施設」を指定管理者に委ねようとする時点で、改正地方自治法の手続きに従い、指定管理者の指定を行うこととなります。

※1 条例で管理委託の規定を定めている施設

施設名	条例における管理委託先
①老人福祉センター	社会福祉法人 熊取町社会福祉協議会
②奥山雨山自然公園	公共的団体
③オアシス農園	公共的団体
④勤労青少年ホーム	公共的団体
⑤重要文化財中家住宅	財団法人 熊取町文化財保存財団

3. 管理委託制度と指定管理者制度の相違点について

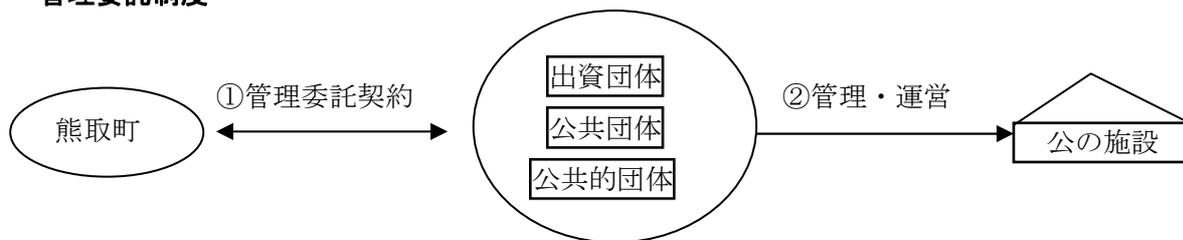
従来の管理委託制度と指定管理者制度の相違点は次のとおりです。

		指定管理者制度（改正後）	管理委託制度（改正前）
①	運営主体	指定管理者 （民間事業者を含む法人、その他の団体（個人を除く））	管理受託者 （地方公共団体が 1/2 以上出資する法人、公共団体、公共的団体に限定）
②	業務の範囲や権限	・施設の管理を広く代行できる。 ・条例の定めにより施設の利用許可権限の付与が可能。	・委託契約の範囲に限定される。 ・受託者に施設の利用許可権限の付与は不可。
③	議決事項	指定管理者の指定、指定の期間等	特になし

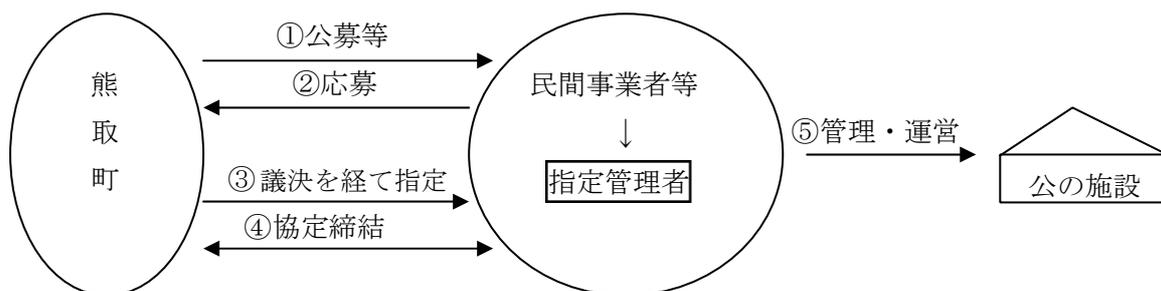
④	形態 (法的性 格)	管理の代行 (行政処分としての 「指定」) ※協定を締結 (複数年も可)	契約 (公法上の契約関係) ・ 条例を根拠として契約を締結 (1年ごとで、継続も可)
⑤	利用料金制 度	採用することができる。	採用することができる。

【イメージ】

・ 管理委託制度



・ 指定管理者制度



4. 指定管理者制度により実施可能となる業務について

指定管理者制度の創設に伴い、指定管理者が実施できることとなる主な業務は次のとおりです。

なお、下記の①及び②については、従前の管理委託制度においても実施可能な業務です。

①	利用者から徴収する料金を自らの収入として収受すること。(利用料金制度)
②	条例に定められた枠組み(金額の範囲、算定方法等)の中で、地方公共団体の承認を得て、自ら料金を設定すること。
③	条例に定めるところにより施設の使用許可を行うこと。 (ただし、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等はできない。)

Ⅲ 運用指針

1. 指定管理者制度の適用について

(1) 制度の導入検討の対象施設

指定管理者制度の導入については、各所管部局において、それぞれの「公の施設」の設置目的や特性、業務内容、運営実態等を踏まえ、下記の「施設の状況別の考え方」をもとに、指定管理者制度への移行が可能なすべての「公の施設」について、継続的な検討を図っていくこととします。

【施設の状況別の考え方】

①既に管理委託を行っている施設

施設の設置条例に管理委託の規定があり、かつ、現に管理委託を行っている「公の施設」については、これまで継続的に外部の団体による施設管理を行ってきた実態や当該施設の管理を受託している団体の性格、今後のあり方などを踏まえ、原則として指定管理者制度への移行を検討します。

②直営管理施設及び新規施設

現に直営で管理している施設及び新規に開設する施設については、民間事業者等のノウハウ等の導入により、住民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営が期待できる場合に、指定管理者制度の導入を積極的に検討します。

(2) 制度導入の判断指標

上記(1)について、「公の施設」の本来の目的を確保することに配慮しながら、次の「判断指標」に基づいて具体的な検討を行い、指定管理者制度の導入について判断を行います。

【判断指標】

①	民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、住民ニーズにあった開館日、開館時間の拡大など行政サービスの充実や、コストの縮減が期待できる。
②	施設の性格等により、利用の公平性、公正性（守秘義務の確保等を含む。）の確保のため、行政が直接サービスを提供しなければならない明確な理由がない。
③	民間事業者等が同様または類似するサービスを提供しているか、あるいは、民間事業者等も実施可能な業務である。
④	施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等に管理運営を委ねることが可能である。
⑤	利用料金制度を導入することにより、収益が期待できる施設（収益的施設）である。

2. 条例の制定・改正について

(1) 条例の制定・改正事務

制度の導入に伴い必要となる条例の整備については、関連する規定を全て盛り込むいわゆる「総合型」によるものとし、施設の所管部局において、当該「公の施設」の設置条例の制定・改正を行うこととします。

また、設置条例が制定されている既存施設の場合には、「指定の手続き」等を定めるための新たな条例を制定せず、既存の設置条例に「指定の手続き」等の規定を追加する改正を行うこととします。

なお、新規施設の場合については、設置条例の中に「指定の手続き」等の規定を盛り込み制定することとします。

(2) 条例で定める事項

条例に規定する事項については、当該「公の施設」の設置目的や特性、運営方法等を踏まえ、「指定の手続き」をはじめ、「管理の基準」、指定管理者に委ねる「業務の範囲」等の事項を定めることとします。

【条例で定める事項（例）】

- ① 施設の設置・名称・位置、開館時間・休館日等
- ② 指定管理者による管理の実施、管理の期間
- ③ 指定管理者が行う業務の範囲
- ④ 指定管理者の指定の申請
- ⑤ 指定管理者の指定
- ⑥ 事業報告書の作成等
- ⑦ 業務報告の聴取等（報告・調査・指示）
- ⑧ 指定の取り消し等
- ⑨ 施設利用の許可、制限
- ⑩ 施設の利用権の譲渡禁止
- ⑪ 指定管理者の原状回復義務
- ⑫ 指定管理者による利用料金の収入及び設定
- ⑬ 利用料金の減免等
- ⑭ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑮ 指定管理者の秘密保持義務 など

3. 指定期間について

指定管理者が管理を担うこととなる指定期間については、一定期間にわたる事業計画の企画立案を可能とすること、指定管理者の施設管理の妥当性を定期的に見直す必要があることなどを考慮し、原則として3～5年間の範囲内で定めることとします。

なお、これにより難い特別な理由がある場合は、個別に決定することとします。

4. 利用許可について

法令等に定めがある場合を除き、指定管理者に施設の利用許可権限を委任することにより、「公の施設」の効果的・効率的な管理が期待できる施設については、原則として指定管理者に当該権限を委任することとします。

5. 利用料金制度について

指定管理者制度においては、従前の管理委託制度と同様、利用料について条例で定めることとなり、また、利用料収入を町の収入とせず、指定管理者の収入とする利用料金制度の適用が可能です。

また、利用料については、その金額を条例で規定する場合と、予め上限額を条例で規定しておき、その範囲内で指定管理者が金額を定める場合があります。なお、後者については、金額の設定に際して町の承認が必要です。

指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的・効率的な管理及び住民サービスの向上が期待できる場合は、原則として利用料金制度を導入するものとします。

6. 予算措置について

(1) 施設の管理経費

指定管理者が「公の施設」の管理を行うために必要な経費を確保する方法として、次の3つがあり、当該施設の設置目的や利用状況、収益性等を総合的に勘案した上で選択することとします。

- ① 経費のすべてを利用料金で賄う方法。(町からの支出金なし。)
- ② 経費のすべてを町からの支出金で賄う方法。
- ③ 経費の一部を利用料金で賄い、他を町からの支出金で賄う方法。

(2) 予算措置の取り扱い

上記(1)の②及び③については、町において予算措置が必要となりますが、指定管理者制度は複数年にわたって施設の管理代行を行わせるため、指定管理者による管理の開始前に、予算額を明確に把握できる場合は、町の予算において債務負担行為を設定することとなります。

また、その後は、年度ごとの予算編成において、単年度分の支出金を「委託料」等の支出科目で措置します。

7. 制度導入の手続きについて

(1) 指定管理者募集の基本的な考え方

指定管理者の選定に際しては、公平性の確保や競争原理の観点から、できるだけ多くの団体が選定に参加できるよう、原則として公募を行うこととします。

ただし、合理的な理由がある場合等は、例外として、公募によらず、特定の者を後述の指定管理候補者とします。

【公募を行う場合】

- ① 民間事業者等が既に事業展開している分野など、民間ノウハウの導入により効率的で効果的な施設運営、事業実施が期待できる施設については、民間事業者等を含め広く公募の上、選定することとします。
- ② 施設の管理運営と併せて、施設と密接に関連する施策や事業を実施させることが望ましい施設については、必要に応じて、応募する者の資格等に特別の条件を付したり、当該事業の推進等に関する条件を付したりするなどして公募の上、選定することとします。

【公募しないことができる場合】

原則として公募とする指定管理者の募集の例外として、施設の性質や設置目的、利用者からの評価等に照らし、特定の者が管理を代行することで住民サービスの向上及び効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、当該特定の者を指定管理候補者として選定することができるものとします。(以下、この選定方法を「随意選定」とします。)

(2) 申請者の資格

申請者の資格については、次の項目を基本に、各「公の施設」の特性、規模、機能等を勘案の上、決定することとします。

- ① 法人その他の団体であること。(法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人では申請することはできない。)
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 営業に関し必要な許可及び登録を受けていること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員が当該団体の役員に就任していないこと。
- ⑥ 施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できること。

(3) 募集の方法

指定管理者の募集について、公募を行う場合は、町広報紙、ホームページ等を十分に活用して、募集の周知を行います。

(4) 公募の内容（募集要項の作成）

条例等に定めた指定管理者に係る管理の基準等をもとに、施設の管理運営上必要となる細目を検討し、その中で公募に際して予め周知すべき事項を募集要項において明確にします。

なお、募集要項については、当該「公の施設」の所管部局でその案を作成し、「公の施設」ごとに設置する指定管理者選定委員会による審議を経て、決定することとします。

【募集要項に盛り込む内容（例）】

- ・ 施設の概要（名称、規模、内容等）
- ・ 管理の基準（開館日・開館時間、利用許可の基準等）
- ・ 業務の範囲（施設の利用許可等）
- ・ 利用料金制度の有無、町からの支出金への対応等
- ・ 指定管理者としての遵守事項（個人情報取り扱い、責任（リスク）分担、基本的人権の尊重等）
- ・ 指定期間
- ・ 応募資格、公募期間・方法、説明会の有無
- ・ 申請者からの自主事業等に関する提案受付の有無
- ・ 指定管理者の選定方法（選定基準）、選定結果の公表方法 など

(5) 公募の期間

公募の期間は、応募者の申請書類の作成期間等を考慮し、原則1ヵ月以上確保するものとします。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではありません。

(6) 指定管理候補者を随意選定する場合の対応

次の各号に掲げる場合は、公募によることなく、随意選定を行うことができるものとします。

ア 従来管理していた指定管理者の職員と施設利用者との関係が継続的かつ密接な社会福祉施設等については、特定の者に施設を管理・運営させることにより、安定的なサービスを提供できる場合があります。一方、サービスの提供者を複数の民間事業者等から幅広く求めることは、公の施設の管理・運営における住民サービスの向上を図る機会の確保につながるものです。これらを踏まえ、指定管理者による管理・運営の状況が良好である等、住民サービスの向上が見込める場合は、次の①～③の条件を付けた上で、町長は公募によることなく随意選定を行うことができるものとします。

① 対象施設

随意選定を行うことができる公の施設については、提供されるサービスに専門性が求められ、施設の職員と施設利用者との関係が継続的かつ密接である施設とします。

② 期間及び回数の制限

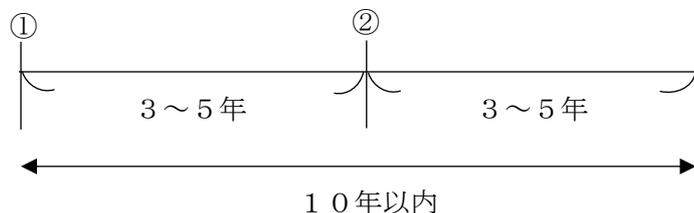
随意選定による指定管理者の指定期間は、最初の随意選定から起算して通算、1

0年以内とし、随意選定の回数については、2回までとします。

【イメージ】

最初の随意選定

2回目の随意選定



③ 随意選定理由の公表

随意選定は、公募する場合に比べ、選定過程に対してより高い説明責任を果たすことが求められることから、随意選定の必要性、効果・効率性を十分に検証した上で、随意選定の理由について、ホームページ等で住民に公表するものとします。

イ 政策目的を達成するため、特定の者が対象施設に事務所を移転する必要があり、当該特定の者を指定管理者とする場合。

ウ 対象施設において、当該施設の大規模改修等が実施される予定であり、指定管理業務に不確定な要素が多く新たに指定管理候補者を公募することが困難であり、現に当該施設を管理する者を指定管理者とする場合。

8. 指定管理候補者の選定について

(1) 選定委員会の設置

指定管理候補者の公正な選考を行うため、選定委員会を設置します。

選定委員会については、各「公の施設」によって設置目的や施設内容、事業内容等が異なることから、所管部局において、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に係る条例・規則を制定の上、設置することとします。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会は、選考の公平性、透明性、専門性を確保する観点から、複数の外部有識者などを委員として参画させるものとします。

なお、外部の委員に対して報償が必要となる場合は、設置条例の改正・制定と合わせて予算措置を行うことが必要です。

(3) 選定方法等

選定委員会の会議は非公開とし、応募者が提出する事業計画等をもとに、条例や選定委員会で定める選定基準に照らして、管理運営コストだけでなくサービス提供のノウハウや管理運営能力などを総合的に審査して、指定管理候補者を選定することとします。

(4) 選考結果の通知・公表

応募者全員に選考結果を通知するとともに、選定理由を公表することとします。

ただし、公表することにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないこととします。

(5) 指定管理候補者を随意選定する場合の対応

随意選定を行う場合であっても、選定に際しては、公募する施設と同様、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、要求水準等を示した要項を公の施設ごと設置する指定管理者選定委員会における審議を経て決定します。なお、要項における要求水準等については、選定理由に対する高い説明責任を果たすことが求められることから、公募する際の募集要項に比べ、要求項目を増やすとともに、要求水準を高めるものとします（7. 制度導入の手続きについて（6）指定管理候補者を随意選定する場合の対応のイ及びウに規定する場合を除く。）。

また、指定管理者候補者となる者に対し、指定申請に係る申請書類の提出を求め、選定委員会において、指定管理候補者を選定することとします。

9. 指定管理者の指定について

指定管理者の指定については、「指定管理者に管理を行わせようとする「公の施設」の名称」「指定管理者となる団体の名称」及び「指定の期間」を内容とする議案の議会議決の後に、町長が行います。

なお、従前の管理委託制度では、地方公共団体と受託者とは、法律、条例に根拠を持つ公法上の「契約」という法律関係にありましたが、指定管理者制度のもとでは、指定管理者が地方公共団体から「指定」という行政処分に基づき「管理代行」を委ねられることとなります。

10. 協定の締結について

前述のとおり、指定管理者制度では、施設の管理権限は「指定」という行政処分により発生するため、従前の管理委託制度のような契約締結は行わず、管理業務の詳細事項を、町と指定管理者との協議によって定め、「協定」という形で取り決めます。

(1) 協定内容

標準的に次の事項について協定を締結することとしますが、当該施設の設置目的や性質等に応じて、適宜、必要事項を盛り込むこととします。

- ① 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- ② 利用料金の取り扱いに関する事項
- ③ 町から指定管理者への支出金（委託料）に関する事項（※必要な場合）
- ④ 個人情報の保護、秘密の保持に関する事項
- ⑤ 情報公開に関する事項
- ⑥ 苦情処理に関する事項
- ⑦ 事前に予想し得ない不確実な事由により発生する管理運営リスクの負担
- ⑧ 業務内容等の点検に関する事項
- ⑨ 事業報告に関する事項

- ⑩ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 指定管理者の指定の取り消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に、施設において必要な部分の原状回復を行わせるとともに、従前の指定管理者に対し、新しい指定管理者へ管理運営に必要な事項等の引継ぎを義務付けるための事項
- ⑫ 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
指定管理者と町との間に生じた損害賠償に関する事項 など

1 1. 指定管理者選定の公表・周知

選定した指定管理者名や指定期間、代行させる管理業務の内容等を、町広報紙やホームページ等を通じて、事前に十分周知することとします。

1 2. 指定管理者の監督について

施設管理の適正化を図るため、適宜、指定管理者の管理業務を監督し、事業内容等の点検を適宜行います。

(1) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理者から当該年度の管理業務に関する事業報告書を提出させることとします。

(2) 事業計画書の提出

指定期間のうち、2年目以降の毎年度の詳細の事業計画を予算編成時までに指定管理者と協議して確定させます。

(3) 事業評価

指定管理者制度の導入効果を検証するため、毎年度終了後に事業の評価を行います。

(4) 指定管理者の指導

事業評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとします。

(5) 指定管理候補者を随意選定する場合の対応

随意選定により指定管理候補者が決定された施設（7. 制度導入の手続きについて（6）指定管理候補者を随意選定する場合の対応のイ及びウに規定する場合を除く。）については、指定後の施設の管理運営状況において、随意選定の理由である住民サービスの向上及び効果的かつ効率的な運営が実現できていることを検証する必要があります。

そこで、（1）から（4）までの手続に、指定管理者による施設の管理運営の水準を監視・評価する手続を加えるものとし、要項に具体的な内容を記載するものとします。

13. その他留意事項について

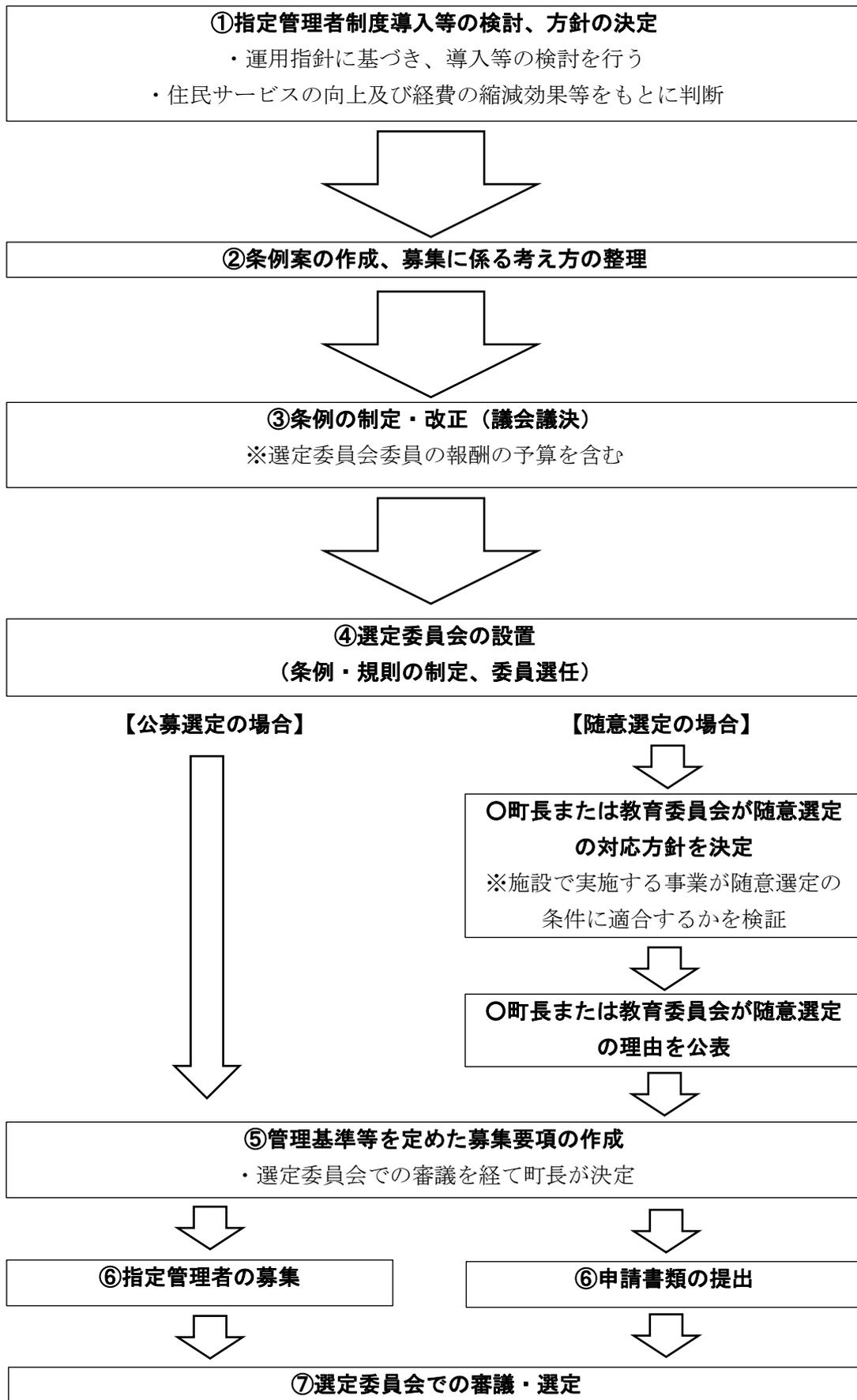
(1) 不服申立て

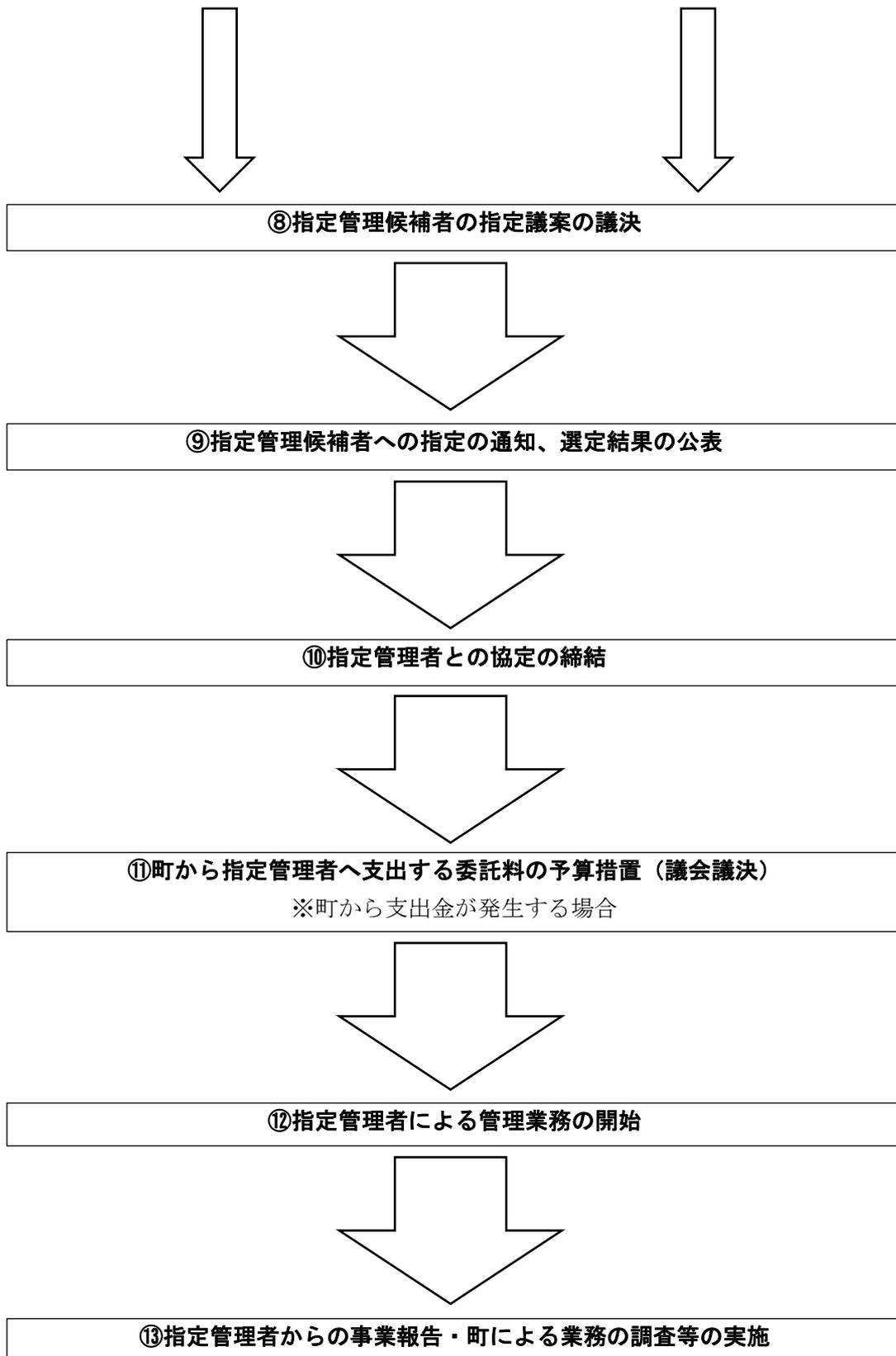
地方自治法第244条の4第3項の規定により、指定管理者が行った「公の施設」を利用する権利に関する処分についての審査請求は、町長に対して行われることとなります。

(2) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理運営業務において作成・取得した個人情報については、極めて慎重な取り扱いを要するので、個人情報保護に関する法令等を遵守し、適正な個人情報の取り扱いを徹底させるとともに、町と指定管理者の間で締結する協定において個人情報の厳重な管理を明記し、さらに、指定管理者の情報管理体制を適宜チェックするなど、個人情報の保護に努めます。

IV 指定管理者制度導入のフロー





◎資料：関係法令 【地方自治法関係部分抜粋】

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

附 則

(経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日（平成15年9月2日）から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。